

別紙 1 日港協団交拒否事件の概要、争点、裁判所の判断等 【要旨】

【関係当事者】

労働組合

全国港湾労働組合連合会（以下、「全国港湾」という。）

全日本港湾運輸労働組合同盟（以下、「港運同盟」という。）

使用者団体

一般社団法人日本港運協会（以下、「日港協」という。）

(1) 東京地裁に事件が係属するまでの経緯

ア 東京都労働委員会(以下、「東京都労委」という。)は、2021(令和3)年7月20日付で、都労委令和2年(不)第25号事件(申立人 全国港湾・港運同盟、被申立人 日港協)について、次の内容の救済命令を発した。

主文の要旨

- 1 日港協は、全国港湾及び港運同盟が2019(平成31)年2月19日付けで申し入れた産別最低賃金に関する団体交渉について、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない。
- 2 日港協は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を各組合らに交付しなければならない。

記

貴組合らが、2019(平成31)年2月19日付けで申し入れた産別最低賃金に関する団体交渉において、当法人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否したことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

イ 日港協は、東京都労委が発した前掲アの救済命令を不服として、その取消しを求め、申立てを中央労働委員会(以下、「中労委」という)に対して行い、中労委令和3年(不再)第30号事件(再審査申立人 日港協、再審査被申立人 全国港湾・港運同盟)として係属したが、中労委は、2023(令和5)年12月20日付で、日港協の申立てを棄却する命令を発した。

ウ 日港協は、中労委が発した上記命令を不服とし、中労委を被告として、その取消しを求める行政訴訟を、東京地裁に提起した。東京地裁に係属したこの事件(令和6年(行ウ)第65号)について、以下では「行政訴訟事件」という。

これに対し、中労委は、日港協を相手方として、行政訴訟の係属中であっても、その判決が確定するまでの間に、日港協が中労委命令に従い都労委命令を履行するよう命ずる旨の緊急命令を発することを、東京地裁に求めた。東京地裁に係属したこの事件(令和6年(行ク)第131号)について、以下では「緊急命令申立事件」という。

(2) 東京地裁における審理の争点

日港協が、産別最低賃金に関する団体交渉において、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で、産別最低賃金に関する組合の要求に回答しないことは、労働組合法7条2号が禁止する「団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」に該当するかどうか。

(3) 行政訴訟事件に関する東京地裁判決

ア 事件番号・事件名・当事者

令和6年(行ウ)第65号労働委員会命令取消請求事件
原告 港運協会
被告 国(行政処分庁 中労委)
補助参加人 全国港湾・港運同盟

イ 裁判所

東京地方裁判所 民事第11部合議丙F係 (裁判長 木地寿恵)

ウ 原告日港協が裁判所に求めた判決

中労委が日港協と全国港湾及び港運同盟との間の中労委令和3年(不再)第30号事件につき2023(令和5)年12月20日付でした命令を取り消す。

エ 判決言渡日

2025(令和7)年9月16日

オ 判決主文

原告日港協の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

カ 判決理由の要旨

日港協が、産別最低賃金に関する団体交渉において、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で、組合の要求に回答しないことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当し、これを否定する日港協の主張には、理由がない。

(4) 緊急命令申立事件に関する東京地裁決定

ア 事件番号・事件名・当事者

令和6年(行ク)第131号緊急命令申立事件
申立人 国(行政処分庁 中労委)
補助参加人 全国港湾・港運同盟
被申立人 港運協会

イ 裁判所

東京地方裁判所 民事第11部合議丙F係 (裁判長 木地寿恵)

ウ 申立人中労委が裁判所に求めた決定

上記(3)記載の事件の判決の確定に至るまで、日港協が東京都労委の発した前掲(1)ア記載の救済命令の主文第1項を履行しなければならない旨の緊急命令を発する。

エ 決定発出日

2025(令和7)年9月16日

オ 決定主文

- 1 被申立人は、被申立人を原告、国を被告(申立人を処分行政庁)とする当庁令和6年(行ウ)第65号労働委員会命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、申立人が中労委令和3年(不再)第30号事件について発した命令によって維持するものとした、東京都労委令和2年(不)第25号事件について東京都労働委員会がした令和3年7月20日付け命令の主文第1項に従い、申立人補助参加人全国港湾労働組合連合会及び同全日本港湾運輸労働組合同盟が平成31年2月19日付けで申し入れた産業別最低賃金に関する団体交渉について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない。
- 2 申立費用は、補助参加によって生じた費用も含め、被申立人の負担とする。

カ 決定理由の要旨

- (ア) 日港協が、産別最低賃金に関する団体交渉において、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で、組合の要求に回答しないことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。
- (イ) 日港協の不当労働行為により全国港湾及び港運同盟の団結権及び団体交渉権が侵害されており、この状態を速やかに改めさせる必要がある。

以 上